

## 平成 28 年 10 月期 定例教育委員会議・会議録

- ・開催日時 平成 28 年 10 月 14 日（金） 午後 2 時 30 分～午後 4 時 28 分
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3 階 特別会議室
- ・出席者 委員長 内本和彦  
同職務代理者 麻野多美子  
委員 金銅真代  
教育長 高崎政勝
- ・説明者 教育次長 村田明彦  
学校教育室長 清水淳宅  
生涯学習室長 石井康晴  
学校教育課長 東浩朗
- ・事務局 教育総務課長 森井克則  
教育総務課参事 榊井恵美
- ・議事日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 教育長月次報告
  - 日程第 3 議案第 21 号  
羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部改正について 《資料 1》
  - 日程第 4 報告第 9 号  
羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部改正について 《資料 2》
  - 日程第 5 報告第 10 号  
羽曳野市教育委員会事務決裁規程の一部改正について 《資料 3》
  - 日程第 6 議案第 22 号  
羽曳野市教育委員会表彰候補者の推薦について 《資料 4》
  - 日程第 7 議案第 23 号  
後援名義の使用許可について  
《資料 5-1、5-2、5-3、5-4》

- 日程第 8 議案第 2 4 号  
羽曳野市立学校の通学区域に関する規則の制定について 《資料 6》
- 日程第 9 報告第 1 1 号  
羽曳野市文化財保護審議会委員の選任について 《資料 7》
- 日程第 1 0 報告第 1 2 号  
教育委員会事務局職員の処分について
- 日程第 1 1 その他  
・全国学力・学習状況調査結果について  
・日程調整 他

・議事内容 下記のとおり

開会：午後 2 時 30 分

[ 委員長 開会の挨拶 ]

日程第 1 会議録署名委員の指名について

委員長において、菊井委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

高崎教育長から別紙「教育長月次報告」に基づき報告

日程第 3 議案第 2 1 号

羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部改正について 《資料 1》

社会教育課長より、今回の規則改正は、今まで、「4 月 1 日」を休会日と規定していた条文を実態に合わせるため削除したこと。また、使用料徴収の権限者を、地方自治法の規定どおり、市長と改めたこと等であることの説明がありました。

《委員、質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により、原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 報告第9号  
羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部改正について《資料2》

日程第5 報告第10号  
羽曳野市教育委員会事務決裁規程の一部改正について 《資料3》

学校教育室長より、どちらも10月1日付けの組織改編により、今まで社会教育課内の室であった「歴史文化推進室」を、社会教育課から独立させ、文化財保護課として新たに設置したことに伴う規則改正であることの説明がありました。また、附則により、「羽曳野市文化財保護条例施行規則の一部改正」、「羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会規則の一部改正」及び「羽曳野市歴史文化推進室設置規則の廃止」が行われることの説明がありました。

《委員、質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに承認することに決定しました。

日程第6 議案第22号  
羽曳野市教育委員会表彰候補者の推薦について 《資料4》

教育総務課より、9月期教育委員会議において、推薦者が多数のため一時保留となっていた教育委員会教育長特別表彰について、新たな基準で選定を行うため改正をおこなった「羽曳野市教育委員会表彰基準」の説明があり、その基準適用により選定された候補者の承認を求めました。

《委員、質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに承認することに決定しました。

日程第7 議案第23号  
後援名義の使用許可について《資料5-1、5-2、5-3、5-4》

●教育総務課長より、教育長において専決した後援名義の使用許可及び条件付きで使用を許可された事業について説明と報告がありました。 《資料5-1》

●「ライプティヒ国際パッサコンクールオルガン部門優勝記念凱旋コンサート  
富田 一樹 オルガンコンサート」について 《資料5-2》

● 「オラトリオヤマトタケル特別演奏会」について 《資料5－3》

● 「地球のステージ6」について 《資料5－4》

教育総務課長より資料に基づき、それぞれの事業の主催者、事業名、開催の主旨等についての説明がありました。

《委員長》 「ライブティヒ国際バッハコンクールオルガン部門優勝記念凱旋コンサート 富田 一樹 オルガンコンサート」及び「オラトリオヤマトタケル特別演奏会」については、当市と関係の深い事業でもあり、後援名義使用許可をするのが妥当でしょう。

《教育長》 「地球のステージ6」について、今回の開催地である富田林市はどうされましたか。

《事務局》 教育委員会が許可されています。

《委員長》 前回、不許可とした理由を、開催地が許可を出されていないとした経緯がありますね。申請者にはそれを伝えていきますね。

《事務局》 はい。

《教育長》 前回は、公演を行う団体そのものからの申請ではなく、それを応援する団体からの申請であるのでどうかという議論もあったと思います。

《委員長》 近隣市への申請状況はどうですか。

《事務局》 今回は、富田林市と羽曳野市だけへの申請です。

《委員長》 許可を出すと、市内施設、学校へのチラシ配布の協力依頼があるでしょうね。

《次長》 他市で開催される有料の事業ですので、学校でのチラシ配布は難しいですね。

《委員長》 保護者同伴でないと行くことはできないし、高額な料金が必要ですね。

《室長》 後援名義使用を許可することとチラシ配布等への協力はリンクしたものではない、別の問題です。それは、今まで許可した事業についても、同様です。

《教育長》 この事業に限らず一般的なこととして、教育委員会が後援名義使用を許可した事業に対して、統一した対応がとれるように、学校へ周知が必要ですね。

《委員長》 前回お断りした大きな条件はクリアされていますので、後援名義使用は許可することが妥当としますが、学校生徒へのチラシ等の配布は、他市での開催でもあり、高額な料金が必要なので難しいと、申請者に伝えるべきでしょう。

**【採 決】** 「ライブティヒ国際バッハコンクールオルガン部門優勝記念凱旋コンサート 富田 一樹 オルガンコンサート」及び「オラトリオヤマトタケル特別演奏会」については、後援名義使用が承認されました。

「地球のステージ6」については、羽曳野市内の学校生徒へのチラシ配布等の協力はしないという条件付きで、後援名義使用が承認されました。

日程第 8 議案第 24 号

羽曳野市立学校の通学区域に関する規則の制定について 《資料 6》

学校教育室長より、今回の規則制定は、実務上存在していた通学区域に関する取り決めを、きっちりと規則という形で定めるために行うためのもので、将来、「特認校への就学について」等、通学区域の例外を定める要綱を定める必要が出てきた場合を想定し、その根本となる規則が必要であるので制定を行っておくものであるとの説明がありました。

《委員長》 制定により、大きく校区を変更することはないですね。

《次長》 ないです。しかし、制定により、公なものとなります。

《学校教育室長》 住宅開発がなされると、実態に合わせ改正が必要となります。

《教育長》 規則制定を行っているところは、多いのですか。

《次長》 多いです。

【採 決】 本件は、全委員一致により、原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 9 報告第 11 号

羽曳野市文化財保護審議会委員の選任について 《資料 7》

生涯学習室長より、資料に基づき、羽曳野市文化財保護審議会委員の任期については、平成 28 年 5 月末であったが、死亡されたり、高齢により再任を辞退された 2 人の委員の後任者の選任について、時間がかかったため、報告案件になってしまったことのお詫びがあり、承認を求めました。

《委員長》 現任委員から、推薦していただいたということですね。

《室長》 そうです。また、留任いただく会長については、「非常勤の特別職等の選任等に係る候補者の年齢等に関する基準」の年齢を超えられています。建築専門の方で委員になっていただけの方は、なかなかおられません。また、畑田家住宅の件もあり、建築専門の方の委員就任を文化財担当も希望していますので、再任については是非承認いただきたいと思います。

【採 決】 本件は、全委員一致により、原案どおりに承認することに決定しました。

日程第 10 報告第 12 号

教育委員会事務局職員の処分について

学校教育室長より、該当職員の処分内容について、説明がありました。

日程第11 その他

- (1) 全国学力・学習状況調査について、資料に基づき報告
- (2) 行事日程連絡

委員長より11月定例委員会議を11月17日に予定することを通知しました。

〔委員長 閉会の挨拶〕

閉会：午後4時28分